



29建災防技発第391号  
平成29年11月9日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
専 務 理 事  
( 公 印 省 略 )

墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

今般、厚生労働省より、当協会に対して標記について別添のとおり周知依頼がありました。

平成29年9月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は212人で、前年同期比で20人（10.4%）の大幅な増加となり、このうち墜落・転落災害が90人と死亡災害全体の42.5%を占め、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」では、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」に示す、「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、年末年始の2ヶ月間（平成29年12月1日から平成30年1月31日まで）、「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしております。標記通達では、会員に対して、別添リーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等について改めて周知するよう要請しております。

とりわけ、当協会においては、「建設業年末年始労働災害防止強調期間」を展開することから、各都道府県支部が、同期間において建設現場に対しパトロールを実施する際は、都道府県労働局又は労働基準監督署と連携し、墜落・転落災害防止のための点検・対策を重点とするよう要請を受けておりますので、遺漏なきようよろしくお願い申し上げます。

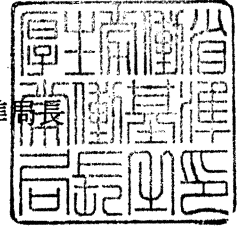
なお、本件に関する依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

基 発 1107 第 5 号

平成 29 年 11 月 7 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 9 月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は 212 人で、前年同期と比べ 20 人（10.4%）の大幅な増加となっています。このうち、墜落・転落災害によるものは 90 人と、死亡災害全体の 42.5%を占めており、建設業における労働災害の減少を図るためには、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）に基づき本年 6 月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号の別紙）に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の 2 ヶ月間（平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで）、「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。

また、都道府県支部等において、年末年始の機会を捉えて建設現場に対しパトロールを実施する際は、都道府県労働局又は労働基準監督署と連携し、墜落・転落災害防止のための点検・対策を重点としたパトロールを実施いただきますようお願いいたします。